

資料 6



# 企業会計基準委員会（ASBJ）の活動

---

2020年11月6日  
企業会計基準委員会

## ❖ 中期運営方針

## ❖ 日本基準の開発

- ▶ 新型コロナウイルス感染症への対応
- ▶ 我が国の会計基準を国際的に整合性のあるものとするための取組み
- ▶ その他の日本基準の開発
  - ▶ 本年公表した主な会計基準等
  - ▶ 現在開発中の主な会計基準等

## ❖ 国際的な意見発信

- ▶ のれんの償却、企業結合の開示
- ▶ 基本財務諸表
- ▶ その他

# 中期運営方針

- ❖ 2019年10月に3年間の方針となる中期運営方針を公表
- ❖ 基本方針
  - ▶ 我が国の上場企業等で用いられる会計基準の質の向上を図る
  - ▶ 日本基準を高品質で国際的に整合性のとれたものとして維持・向上を図る
  - ▶ 国際的な会計基準の質を高めることに貢献すべく意見発信を行っていく
- ❖ 日本基準の開発
  - ▶ 国際的に整合性とれたものとするための取組みの継続
  - ▶ 開示（注記事項）に関する方針の整理
    - ▶ 単体財務諸表における開示、重要性の考え方
- ❖ 国際的な会計基準の開発への貢献
  - ▶ 我が国のプレゼンスの向上及び影響力の強化
  - ▶ 他の会計基準設定主体との連携

# 日本基準の開発

- ❖ 会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方
  - ▶ 「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」における要請を踏まえ、以下の議事概要を2020年4月10日に公表
    - ▶ 新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等のように不確実性が高い事象についても、一定の仮定を置き最善の見積りを行う必要がある
    - ▶ 一定の仮定が明らかに不合理である場合を除き、最善の見積りを行った結果として見積もられた金額について事後的な結果との間に乖離が生じても、「誤謬」にはあたらない
    - ▶ どのような仮定を置いて会計上の見積りを行ったかについて、重要性がある場合は、追加情報としての開示が必要である
  - ▶ 上記について、四半期決算における考え方を2020年6月26日に議事概要として公表している
  - ▶ 2021年3月期末決算からは、企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」を適用し開示をすることになる

# 我が国の会計基準を国際的に整合性のあるものとするための取組み(1)

## ❖ 収益認識

- ▶ 2018年3月に企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」を公表、2020年3月に開示（表示及び注記）に関する定めを追加
- ▶ 2021年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用（早期適用可）
- ▶ 現在、電力事業及びガス事業における検針日基準の取扱いを審議中

## ❖ 金融資産等の時価算定

- ▶ 2019年7月に企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」を公表
- ▶ 2021年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用（早期適用可）
- ▶ 現在、投資信託の時価の算定等について審議中

# 我が国の会計基準を国際的に整合性のあるものとするための取組み(2)

## ❖ リース

- ▶ 2019年3月に会計基準の開発に着手することを決定
- ▶ 2020年2月に基本的な方針を提案
  - ▶ IFRS第16号の定めをすべて取り入れるのではなく、簡素で利便性の高い基準を目指す
- ▶ 主要な検討項目
  - ▶ リース期間、リースの識別、単体財務諸表の取扱い

## ❖ 金融商品

- ▶ 2019年10月に、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損に関する会計基準の開発に着手することを決定
- ▶ 金融資産及び金融負債の分類及び測定については、今後、会計基準の開発に着手するか否かについて判断する予定



# その他の日本基準の開発： 本年公表した主な会計基準等

- ❖ 企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」  
(2020年3月公表)
  - ▶ 当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別
  - ▶ 財務諸表に計上した金額及び会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報（例：当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法、当年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定、翌年度の財務諸表に与える影響）を注記
  - ▶ 2021年3月31日以後終了する年度の年度末に係る財務諸表から適用
- ❖ 企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の改正（2020年3月公表）
- ❖ 実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（2020年9月公表）

## その他の日本基準の開発： 現在開発中の主な会計基準等

- ❖ 取締役等の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い
  - ▶ 2020年9月に公開草案を公表
- ❖ 連結納税制度の見直しへの対応（グループ通算制度）
- ❖ 金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い

# 国際的な意見発信

- ❖ 保険契約のプロジェクトが完了したことにより、ここ10年程で取り組んできた大規模なプロジェクト（概念フレームワーク、収益認識、リース、金融商品、保険契約）が完了している
- ❖ これまで我が国では、2011年に実施されたアジェンダ・コンサルテーションにおいて、のれんの償却やOCIのリサイクルを始めとした当期純利益の有用性に関連するテーマにIASBが取り組むべきであると主張し、IASBもこれらを取り上げてきた
- ❖ のれんの償却に関するプロジェクトは進行中であるが、来年に2022年以後5年間のアジェンダを決めるアジェンダ・コンサルテーションが行われる予定であるため、今後、我が国としてIASBが取り組むべきテーマを主張していく必要がある

## ❖ IASBの状況

- ▶ 2020年3月にディスカッション・ペーパー（DP）「企業結合 — 開示、のれん及び減損」が公表されている（コメント提出期限：2020年12月31日）
- ▶ 以下がIASBの予備的見解とされている。
  - ▶ 企業結合に関する開示の改善
    - ▶ 企業結合の目的及び企業結合のその後の業績について開示を要求
  - ▶ のれんの事後の会計処理の改善
    - ▶ 減損テストの有効性を合理的なコストで大幅に改善することはできない
    - ▶ 減損のみモデルを維持する
      - ▶ ただし、14名のボードメンバーのうち6名が減損のみモデルの維持に反対しており、償却アプローチの主張についてもDPに記載されている
    - ▶ 年次の減損テストを免除し、使用価値の見積りを簡素化する

### ❖ FASBの状況

- ▶ 2019年7月に、コメント募集「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理」を公表
- ▶ 2019年11月にラウンドテーブルを開催
- ▶ 2020年7月にプロジェクトの全般的な方向性をボード会議で議論
  - ▶ 6対1でのれんの減損モデルに償却を追加することの検討（償却方法及び償却期間の検討を含む。）を継続することを決定

### ❖ ASBJの対応

- ▶ 2020年4月に開催されたASAF会議において、ASBJ スタッフと香港公認会計士協会（HKICPA）スタッフによる共同リサーチ・ペーパーを報告
- ▶ 現在、IASB のDPにコメントするため、国内関係者（利用者、作成者、監査人）に対してアウトリーチを行い、コメント形成中

# 基本財務諸表（財務業績の計算書の表示）（1）

- ❖ 2019年12月に公開草案を公表  
（コメント期限：2020年9月30日）
- ❖ 公開草案の主な提案
  - ▶ 3つの小計の導入（次スライド参照）
    - ▲ 営業利益
      - ▶ 投資・財務などの区分に分類されない残余の収益及び費用の小計
    - ▲ 営業利益並びに不可分の  
関連会社及び共同支配企業から生じる収益及び費用
    - ▲ 財務及び法人所得税前利益

# 基本財務諸表（財務業績の計算書の表示）（2）

## ① 純損益計算書の小計

※費用性質法による例示

収益	347,000
その他の収益	3,800
製品及び仕掛品の在庫の増減	3,000
使用した原材料	(146,000)
従業員給付	(107,000)
減価償却	(37,000)
償却	(12,500)
業務委託費及びその他の費用	(10,030)
<b>営業利益</b>	<b>41,270</b>
不可分の関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分相当額	(600)
<b>営業利益並びに不可分の関連会社及び共同支配企業から生じる収益及び費用</b>	<b>40,670</b>
不可分でない関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分相当額	3,380
配当収益	3,550
<b>財務及び法人所得税前利益</b>	<b>47,600</b>
財務活動から生じる費用	(3,800)
引当金に係る割引の巻戻し	(3,000)
<b>税引前利益</b>	<b>40,800</b>
法人所得税費用	(7,200)
<b>当期純利益</b>	<b>33,600</b>

5

営業

不可分の関連会社  
及び共同支配企業

投資

財務

IFRS

（出典：IASBウェブセミナー資料）



## ❖ 公開草案の主な提案（続き）

### ▶ 経営者業績指標（Management Performance Measures; MPM）の注記

- ▲ 次の要件をすべて満たす収益及び費用の小計の指標をMPMと定義し、IFRS基準で定められている最も直接的に比較可能な小計（営業利益など）又は合計との調整表などの情報を注記
  - ▶ 財務諸表の外での一般とのコミュニケーションにおいて使用されている
  - ▶ IFRS 基準が定めている合計又は小計を補完する
  - ▶ 財務諸表利用者に企業の財務業績の一側面についての経営者の見方を伝える

# 基本財務諸表（財務業績の計算書の表示）（4）

❖ ASBJからは、主に以下の内容のコメント・レターを提出

▶ 3つの小計

- ▶ 営業利益を表示する目的を明らかにした上で、営業利益を（残余としてではなく）直接的に定義すべき
- ▶ 営業利益を表示する目的は企業が識別した主要な営業活動からどれだけのリターンを生み出したのかを示すこととすべきであり、「営業利益とは、企業が主要な営業活動であると識別した活動に関連して純損益に含めて認識した収益及び費用をいう」と定義することを提案

▶ 経営者業績指標（MPM）

- ▶ MPMは、財務業績の計算書の本表において表示すべきである
- ▶ MPMとする項目は、IFRS基準の認識及び測定の要求事項に従い算定された指標に限定すべきである

